

大津市ボランティアセンターグループ登録要項

(目的)

第1条 この要項は、大津市ボランティアセンター(以下「センター」という。)がボランティアを行なう3名以上の活動者がいるグループ(以下「グループ」という。)を把握し、支援するにあたって、登録に必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 センターの登録は、地域や社会の課題解決に向けて自発的に取り組み、具体的な支援活動を展開しているグループで、次の各号のいずれも満たしているグループとする。

- (1) 営利を目的としないこと
- (2) 主たる活動場所が大津市であること
- (3) 自発的・自立的に活動を展開していること
- (4) 地域や社会の課題解決や支援活動に取り組んでいること
- (5) 単なる趣味のサークルではなく、または技能取得のみが目的でないこと
- (6) 政治的活動、宗教的活動を主たる目的としないこと
- (7) 暴力団または暴力団の構成員もしくはその統制下にあるなど、法令、公序良俗等に違反しないこと
- (8) その他、大津市ボランティアセンター運営委員会が登録について、適当と判断したグループ

(登録条件)

第3条 登録にあたっては次の条件を満たすこととする。

- (1) センターのコーディネートに基づく活動への協力や連携が図れること
- (2) グループのボランティア活動における事故等に対応するため、原則として「ボランティア活動保険」に加入していること

(登録期間)

第4条 登録の期間は、登録日より当該年度末までとする。

(登録手続及び登録の更新)

第5条 センターに登録しようとするグループは、次の書類を提出する。

- (1) グループ登録カード(様式1)
- (2) 登録確認シート(様式2)
- (3) 規約(ある場合)
- (4) 会員名簿

(5)活動紹介資料（リーフレット、会報誌、新聞記事など）

- 2 センターは前条の登録書類を受付し、登録できない場合は不受理について通知する。（様式3）
- 3 登録されたグループで、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに報告すること。
- 4 登録は年度更新とし登録内容に変更がない場合は、グループ登録カードの提出をもって、更新できるものとする。
- 5 提出された書類は、個人情報を除き、原則として公開する。

（登録グループへの支援）

第6条 センターは、グループのボランティア活動の振興を図るため、次の支援を行う。

- (1)グループの活動・運営に関する相談援助
- (2)大津市ボランティア基金事業助成の案内
- (3)ボランティア活動室、ボランティア交流スペースのロッカー等の使用
- (4)センターが主催する登録グループ交流会・研修会等の案内
- (5)大津市社会福祉協議会ホームページへの活動紹介の掲載
- (6)民間助成金活用の相談
- (7)その他の情報提供及び支援

（登録抹消）

第7条 登録グループが、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を抹消する。

- (1)第2条及び第3条の要件を満たさなくなったとき
- (2)その他、大津市ボランティアセンター運営委員会で登録要件を満たさなくなったと判断したとき

（その他）

第8条 この要項に定めのない事項については、その都度大津市ボランティアセンター長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則

- 1 平成29年 4月 1日 一部改正